

市民がつくる環境都市こまき

# こまき環境広報

編集：こまき環境市民会議

“小牧市快適で清潔なまちづくり条例”施行！（施行：平成20年4月）

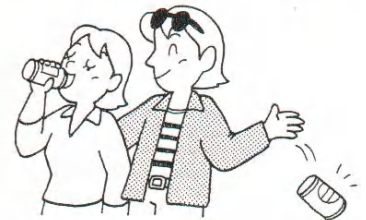
## あなたのまちは清潔ですか？

はじめの一步は

### “おうちまわりを美しく”

歩きながら飲む、食べる、吸うことがポイ捨てを誘い、まちを汚します。

マナー以前のモラルの問題ですが、誰が捨てたかわからないごみでも、おうちまわりにいつまでも散らばっていることは、とても恥ずかしいことです。我こと以外は無関心の表れであり、公共心の無さの証だからです。



**おうち、お店、事務所、工場、学校**が、それぞれにまわりの道路に、日々ほんの少し目を配れば、私たちのまちは、いつもきれいなまちに生まれ変わります。誰が捨てたか、落としたかわからないごみですが、誰かが拾ってきれいにするこも、そのまちの文化です。住民のモラルを表わすものです。



いつの日もきれいなまちは  
一日1回の  
目くばり・気くばりから

小牧の将来を担うのは、小牧に生まれ、育つ子どもたちです。汚れた環境が当たり前になれば、子どもたちはそんな環境になじみ、ごみ一つ拾おうとせず、環境都市などいつまでたっても実現できません。おうちまわりをいつもきれいにする親の姿は、いやおうなしに子どもに映ります。よい習慣を子どもたちに伝えましょう。

“市民がつくる環境都市こまき”はおうちまわりから始めましょう。

# 市民がつくる環境都市こまき

## 小牧市快適で清潔なまちづくり条例 《抜粋》

平成20年4月施行

### 第6条 空き缶等及びすいがら等の放置及び投棄の禁止

空き缶等またはすいがら等を、みだりに、公共の場所等に放置、投棄してはいけません。



2万円以下の罰金

### 第7条 ふんの放置及び投棄の禁止

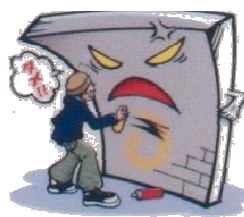
飼養し、保管する動物がしたふんを、公共の場所等に放置、投棄してはいけません。



2万円以下の罰金

### 第8条 落書き等の禁止

公共の場所等に落書きをしてはいけません。



5万円以下の罰金

### 第10条 路上喫煙の禁止等

路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外では喫煙してはいけません。



2万円以下の罰金

公共の場所において、歩行中、自転車に乗車中であるとき、すいがら入れのない場所、または携帯しないときは、喫煙しないこと。



携帯灰皿を携行しましょう

公共の場所等とは・・・道路・公園・広場・河川・公民館や他人が所有、占有、管理する土地・建物・工作物等のことをいいます。

**違反者に対する厳しい目もち、みんなで「快適で清潔なまち」をつくりましょう。**